

声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟名古屋高等裁判所金沢支部判決について

2025（令和7）年9月17日

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟富山原告団・弁護団

反-貧困ネットワークとやま

本日、名古屋高等裁判所金沢支部は、富山県内の生活保護利用者5名（うち1名は第一審係属中に死去）が2013（平成25）年8月から3回に分けて実行された生活保護基準引下げ（以下「本件引下げ」という。）に係る保護費減額処分の取消等を求めた訴訟において、同処分が違法であると宣言し、原告らの請求を認容した富山地裁第一審判決を維持する判決を言い渡した。

本件引下げは、2008（平成20）年から2011（平成23）年にかけて物価が下落したので保護基準の調整を要するという「デフレ調整」を主な理由として行われた。しかし、生活保護基準の在り方を2011（平成23）年以来検討してきた社会保障審議会生活保護基準部会では「デフレ調整」などはまったく議論されておらず、同部会の報告書の取りまとめ後に厚生労働大臣が独自の手法で算出した数値が引下げの根拠に使われていた。

本判決は、厚生労働大臣の裁量権行使の適法性いかんは、判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべきだとした。その上で、物価変動率のみを直接の指標とした点につき、物価変動率ではなく、一般国民の消費実態との均衡を図る従来の水準均衡方式における改定との連続性等の点において専門的知見との整合性を欠くとして裁量に逸脱・濫用があると断じて、保護費減額処分は生活保護法3条、8条2項に反し違法であり取り消されるべきものとした。

生活保護法3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定め、同法8条2項は、「基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なもの・・・でなければならない。」と定めているところ、本件引下げがこれらの生活保護法の各条文に反し違法であったということは、その引下げが行われた期間に生活保護を利用していた多数に上る生活保護利用者（亡くなられた方も含む。）が、国によって、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法25条）を違法に侵害されていたということに他ならない。国は、この事態を真摯に受け止め、提訴した方々はもとよりそれ以外の利用者及び元利用者に対し、速やかに謝罪を行うとともに、本件引下げ前の基準によって受けるべきであった保護費と実際の支給額との差額を支給するなど、必要な被害回復措置を速やかに講じるべきである。

なお、最高裁判所第三小法廷は本年6月27日、大阪府内及び愛知県内の生活保護利用者が提訴した本件と同種訴訟の上告審において、本判決と同様の判断を示して、本件引下げが違法であり保護費減額処分を取り消すとの判決を言い渡している。そのため、本判決に対してもし仮に国が上告したとしても、最高裁判所が本判決を支持し、国の上告を棄却することは確実である。

私たちは、国に対し、最高裁判所判決に引き続き、最高裁判所判決後初めて本判決が国の基準設定の違法性を再び認めたことを重く受け止め、上訴せずに本判決を確定させることを強く求める。私たちは、不断の努力で人間の尊厳を守り抜くため、国による謝罪、完全な被害回復及び徹底した再発防止措置が講じられるまで、一丸となって闘い続けることをここに宣言する。

以 上